

令和7年2月市議会定例会 提出議案

議 案 種 別	件数（件）
予 算 議 案	2 7
条 例 議 案	2 7
一 般 議 案	9
補 正 予 算 議 案	7
合 計	7 0

令和 7 年 2 月市議会定例会 提出議案件名

番号	件 名	提出局
1	令和 7 年度北九州市一般会計予算について	財政・ 変革局
2	令和 7 年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
3	令和 7 年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
4	令和 7 年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
5	令和 7 年度北九州市渡船特別会計予算について	
6	令和 7 年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
7	令和 7 年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
8	令和 7 年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
9	令和 7 年度北九州市公債償還特別会計予算について	
10	令和 7 年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
11	令和 7 年度北九州市土地取得特別会計予算について	
12	令和 7 年度北九州市駐車場特別会計予算について	
13	令和 7 年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
14	令和 7 年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	
15	令和 7 年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
16	令和 7 年度北九州市介護保険特別会計予算について	
17	令和 7 年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
18	令和 7 年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
19	令和 7 年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
20	令和 7 年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	

番号	件 名	提出局
21	令和7年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	財政・ 変革局
22	令和7年度北九州市上水道事業会計予算について	
23	令和7年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
24	令和7年度北九州市交通事業会計予算について	
25	令和7年度北九州市病院事業会計予算について	
26	令和7年度北九州市下水道事業会計予算について	
27	令和7年度北九州市公営競技事業会計予算について	
28	北九州市企業版ふるさと納税基金条例について	政策局
29	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	総 務 市民局
30	北九州市事務分掌条例の一部改正について	
31	北九州市印鑑条例の一部改正について	
32	北九州市手数料条例の一部改正について	財政・ 変革局
33	北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について	
34	北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について	
35	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	保 健 福祉局
36	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	
37	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について	
38	北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例について	子ども 家庭局
39	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
40	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	
41	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について	

番号	件 名	提出局
42	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について	子ども 家庭局
43	北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について	
44	北九州市児童相談所設置条例の一部改正について	
45	北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について	
46	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	都市ブ ランド創造局
47	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	都 市 戦略局
48	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について	都 市 整備局
49	北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について	消防局
50	北九州市水道法施行条例の一部改正について	上 下 水道局
51	北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について	
52	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について	教 育 委員会
53	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	
54	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について	技 術 監理局
55	太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和6年度）請負契約締結について	
56	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について	
57	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（6－2）請負契約締結について	
58	公有水面埋立てによる土地確認について	総 務 市民局
59	町の区域の変更について	
60	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について	都 市 戦略局
61	市有地の処分について	港 湾 空港局
62	包括外部監査契約締結について	行 政 委員会

番号	件 名	提出局
63	令和６年度北九州市一般会計補正予算について	財政・ 変革局
64	令和６年度北九州市国民健康保険特別会計補正予算について	
65	令和６年度北九州市土地区画整理特別会計補正予算について	
66	令和６年度北九州市港湾整備特別会計補正予算について	
67	令和６年度北九州市土地取得特別会計補正予算について	
68	令和６年度北九州市駐車場特別会計補正予算について	
69	令和６年度北九州市下水道事業会計補正予算について	保 健 福祉局
70	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	

No.	件 名	要 旨
令和7年度 予算規模	区 分	予 算 総 額
	一 般 会 計	6,434 億 8,300 万円
	特 別 会 計	4,397 億 7,490 万円
	企 業 会 計	3,240 億 4,216 万円
	合 計	1 兆 4,073 億 6 万円
1	令和7年度北九州市 一般会計 予算について	予算額 6,434 億 8,300 万円
2	令和7年度北九州市 国民健康保険 特別会計予算について	予算額 948 億 3,100 万円
3	令和7年度北九州市 食肉センター 特別会計予算について	予算額 3 億 5,900 万円
4	令和7年度北九州市 卸売市場 特別会計予算について	予算額 9 億 6,210 万円

No.	件 名	要 旨
5	令和 7 年度北九州市 渡 船 特別会計予算について	予算額 4 億 9,860 万円
6	令和 7 年度北九州市 土地区画整理 特別会計予算について	予算額 60 億 1,510 万円
7	令和 7 年度北九州市 土地区画整理事業清算 特別会計予算について	予算額 30 万円
8	令和 7 年度北九州市 港湾整備 特別会計予算について	予算額 57 億 4,380 万円
9	令和 7 年度北九州市 公債償還 特別会計予算について	予算額 1,903 億 2,400 万円
10	令和 7 年度北九州市 住宅新築資金等貸付 特別会計予算について	予算額 90 万円
11	令和 7 年度北九州市 土地取得 特別会計予算について	予算額 41 億 4,380 万円

No.	件 名	要 旨
12	令和 7 年度北九州市 駐車場 特別会計予算について	予算額 5 億 1,450 万円
13	令和 7 年度北九州市 母子父子寡婦福祉資金 特別会計予算について	予算額 2 億 2,440 万円
14	令和 7 年度北九州市 産業用地整備 特別会計予算について	予算額 18 億 8,740 万円
15	令和 7 年度北九州市 漁業集落排水 特別会計予算について	予算額 4,140 万円
16	令和 7 年度北九州市 介護保険 特別会計予算について	予算額 1,094 億 6,400 万円
17	令和 7 年度北九州市 空港関連用地整備 特別会計予算について	予算額 350 万円
18	令和 7 年度北九州市 臨海部産業用地貸付 特別会計予算について	予算額 4 億 6,860 万円

No.	件 名	要 旨
19	令和 7 年度北九州市 後期高齢者医療 特別会計予算について	予算額 207 億 2,800 万円
20	令和 7 年度北九州市 市民太陽光発電所 特別会計予算について	予算額 1 億 300 万円
21	令和 7 年度北九州市 市立病院機構 病院事業債管理 特別会計予算について	予算額 34 億 6,150 万円
22	令和 7 年度北九州市 上水道 事業会計予算について	予算額 408 億 2,746 万円
23	令和 7 年度北九州市 工業用水道 事業会計予算について	予算額 41 億 7,720 万円
24	令和 7 年度北九州市 交通 事業会計予算について	予算額 23 億 5,616 万円
25	令和 7 年度北九州市 病院 事業会計予算について	予算額 8 億 5,046 万円

No.	件 名	要 旨
26	令和 7 年度北九州市 下水道 事業会計予算について	予算額 521 億 1,211 万円
27	令和 7 年度北九州市 公営競技 事業会計予算について	予算額 2,237 億 1,877 万円

N o 2 8	北九州市企業版ふるさと納税基金条例について (政策局政策部政策課)
地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する費用に充てるため、北九州市企業版ふるさと納税基金を設置するもの 1 条例の内容 (1) 設置(第1条) (2) 基金の積立て(第2条) (3) 管理(第3条) (4) 運用益金の処理(第4条) (5) 繰替運用(第5条) (6) 処分(第6条) (7) 委任(第7条) 2 施行期日 公布の日	

N o 2 9	北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について （総務市民局人事部人事課）				
仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設する等のため、関係規定を改めるもの 1 育児を行う職員の時間外勤務等の制限に係る子の範囲の拡大 <table border="1" data-bbox="280 694 1367 817"> <tr> <th data-bbox="280 694 775 757">現 行</th><th data-bbox="775 694 1367 757">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 757 775 817">3歳に満たない子</td><td data-bbox="775 757 1367 817">小学校就学の始期に達するまでの子</td></tr> </table> 2 子の養育のための無給休暇の新設 人事委員会規則で定める子の養育をする必要がある場合には、任命権者の承認を得て無給休暇を受けることができる。 3 施行期日 令和7年4月1日		現 行	改正後	3歳に満たない子	小学校就学の始期に達するまでの子
現 行	改正後				
3歳に満たない子	小学校就学の始期に達するまでの子				

N o 3 0	北九州市事務分掌条例の一部改正について (総務市民局人事部人事課)				
政策局及び総務市民局の事務分掌を改めるため、関係規定を改めるもの 1 改正の内容 <table data-bbox="320 694 1348 1798"> <tr> <th data-bbox="320 694 833 754">現行</th><th data-bbox="833 694 1348 754">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="320 754 833 1798"> <u>デジタル市役所推進室</u> <u>(1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u> 政策局 (1) 重要事項の計画及び総合調整に関する事項 (2) 市の長期総合計画に関する事項 総務市民局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 市民の生活に関する事項 <u>(5) 男女共同参画社会の形成に関する事項</u> (6) その他他の主管に属しない事項 </td><td data-bbox="833 754 1348 1798"> 政策局 (1) 重要事項の計画及び総合調整に関する事項 (2) 市の長期総合計画に関する事項 <u>(3) 男女共同参画社会の形成に関する事項</u> <u>(4) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u> 総務市民局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 市民の生活に関する事項 (5) その他他の主管に属しない事項 </td></tr> </table> 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日		現行	改正後	<u>デジタル市役所推進室</u> <u>(1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u> 政策局 (1) 重要事項の計画及び総合調整に関する事項 (2) 市の長期総合計画に関する事項 総務市民局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 市民の生活に関する事項 <u>(5) 男女共同参画社会の形成に関する事項</u> (6) その他他の主管に属しない事項	政策局 (1) 重要事項の計画及び総合調整に関する事項 (2) 市の長期総合計画に関する事項 <u>(3) 男女共同参画社会の形成に関する事項</u> <u>(4) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u> 総務市民局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 市民の生活に関する事項 (5) その他他の主管に属しない事項
現行	改正後				
<u>デジタル市役所推進室</u> <u>(1) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u> 政策局 (1) 重要事項の計画及び総合調整に関する事項 (2) 市の長期総合計画に関する事項 総務市民局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 市民の生活に関する事項 <u>(5) 男女共同参画社会の形成に関する事項</u> (6) その他他の主管に属しない事項	政策局 (1) 重要事項の計画及び総合調整に関する事項 (2) 市の長期総合計画に関する事項 <u>(3) 男女共同参画社会の形成に関する事項</u> <u>(4) デジタル・トランスフォーメーションの推進に関する事項</u> 総務市民局 (1) 議会及び市の行政一般に関する事項 (2) 職員の人事、給与及び福利厚生に関する事項 (3) 文書に関する事項 (4) 市民の生活に関する事項 (5) その他他の主管に属しない事項				

N o 3 1	北九州市印鑑条例の一部改正について (総務市民局市民部区政推進課)
通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の適用 期限を延長するため、関係規定を改めるもの 1 通信端末機器による印鑑登録証明書の交付に係る手数料の特例の 適用期限の延長 店舗等に設置されている通信端末機器による印鑑登録証明書の交 付に係る手数料を引き下げる特例の適用期限を令和 8 年 3 月 3 1 日 まで延長する。 2 施行期日 公布の日	

No32

北九州市手数料条例の一部改正について

(財政・変革局財務部財政課)

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の一部改正に伴い、建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査に係る手数料を設定する等のため、関係規定を改めるもの

1 建築物エネルギー消費性能適合性判定の審査等に係る手数料の設定等

手数料を徴収する事務	現行		改正後	
特定建築行為に係る確認	(新設)		1 件につき 7,000 円～64,000 円	
建築物エネルギー消費性能適合性判定	一戸建て住宅・共同住宅等	(新設)	一戸建て住宅・共同住宅等	1 件につき 5,000 円～309,000 円
	非住宅建築物	1 件につき 93,000 円～925,000 円	非住宅建築物	1 件につき 10,000 円～961,000 円
建築物エネルギー消費性能基準に係る完了検査	一戸建て住宅・共同住宅等	(新設)	一戸建て住宅・共同住宅等	1 件につき 1,000 円～15,000 円
	非住宅建築物	1 件につき 5,000 円～23,000 円	非住宅建築物	1 件につき 4,000 円～23,000 円
低炭素建築物新築等計画の認定	一戸建て住宅	1 件につき 5,000 円～37,000 円	一戸建て住宅	1 件につき 5,000 円～42,000 円
	共同住宅等の住戸部分・共用部分	1 件につき 5,000 円～622,000 円	共同住宅等	1 件につき 10,000 円～309,000 円
	非住宅建築物	1 件につき 10,000 円～957,000 円	非住宅建築物	1 件につき 10,000 円～961,000 円
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定	1 件につき 5,000 円～925,000 円		1 件につき 5,000 円～961,000 円	
建築物エネルギー消費性能に係る認定	1 件につき 5,000 円～925,000 円		(廃止)	

(次頁に続く)

(次頁に続く)

(続き)

2 建築確認申請に対する審査等に係る手数料の額の適正化

手数料を徴収する事務	現行	改正後
建築物に関する確認申請	1件につき 9,000 円 ～510,000 円	1件につき 9,000 円 ～536,000 円
建築設備に関する確認申請	1件につき 3,000 円 ～11,000 円	1件につき 5,000 円 ～23,000 円
工作物に関する確認申請	1件につき 5,000 円 ～10,000 円	1件につき 8,000 円 ～17,000 円
建築物の工事の完了検査	1件につき 13,000 円 ～430,000 円	1件につき 19,000 円 ～430,000 円
建築設備の工事の完了検査	1件につき 8,000 円 ～15,000 円	1件につき 20,000 円 ～30,000 円
工作物の工事の完了検査	1件につき 11,000 円	1件につき 20,000 円
特定工程に係る建築物の工事の完了検査	1件につき 12,000 円 ～410,000 円	1件につき 16,000 円 ～410,000 円
特定工程に係る建築物の工事の間接検査	1件につき 12,000 円 ～350,000 円	1件につき 19,000 円 ～350,000 円

3 建築物に関する確認申請又は計画通知に対する審査等における区分の変更

現行	改正後
200平方メートルを超え <u>500平方メートル</u> 以内のもの	200平方メートルを超え <u>300平方メートル</u> 以内のもの
<u>500平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの	<u>300平方メートル</u> を超え1,000平方メートル以内のもの

4 施行期日

令和7年4月1日

N o 3 3	北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金条例について (財政・変革局財務部財政課)
モーターボート競走事業の収益金を活用し、まちの成長及び発展に資する公共施設の付加価値を高める整備事業等の財源の確保を図るため、北九州市ボートレースによる未来のまちづくり投資基金を設置するもの 1 条例の内容 (1) 設置 (第1条) (2) 基金の積立て (第2条) (3) 管理 (第3条) (4) 運用益金の処理 (第4条) (5) 繰替運用 (第5条) (6) 処分 (第6条) (7) 委任 (第7条) 2 施行期日 令和7年4月1日	

No 34	北九州市市税条例及び北九州市宿泊税条例の一部改正について (財政・変革局税務部税制課)				
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの 1 条例に引用する行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備 <table data-bbox="279 757 1375 898"> <tr> <th data-bbox="279 757 823 826">現行</th><th data-bbox="823 757 1375 826">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="279 826 823 898">第2条第15項</td><td data-bbox="823 826 1375 898">第2条第16項</td></tr> </table> 2 施行期日 令和7年4月1日		現行	改正後	第2条第15項	第2条第16項
現行	改正後				
第2条第15項	第2条第16項				

N o 3 5	北九州市保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (保健福祉局地域共生社会推進部保護課)
救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、救護施設等の職員の配置基準に管理栄養士を追加するため、関係規定を改めるもの 1 救護施設及び更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とする。 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	

No 36	北九州市社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について (保健福祉局障害福祉部障害者支援課)								
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの 1 条例に引用する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定の条項ずれに伴う規定の整備 <table border="1" data-bbox="279 757 1257 1059"> <tr> <th data-bbox="279 757 767 828">現行</th><th data-bbox="767 757 1257 828">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="279 828 767 904">第5条第13項</td><td data-bbox="767 828 1257 904">第5条第14項</td></tr> <tr> <td data-bbox="279 904 767 981">第5条第14項</td><td data-bbox="767 904 1257 981">第5条第15項</td></tr> <tr> <td data-bbox="279 981 767 1059">第77条第3項</td><td data-bbox="767 981 1257 1059">第77条第5項</td></tr> </table> 2 施行期日 1の上欄及び中欄 規則で定める日 1の下欄 公布の日		現行	改正後	第5条第13項	第5条第14項	第5条第14項	第5条第15項	第77条第3項	第77条第5項
現行	改正後								
第5条第13項	第5条第14項								
第5条第14項	第5条第15項								
第77条第3項	第77条第5項								

N o 3 7	北九州市病院及び診療所の専属薬剤師の配置、人員及び施設の基準に関する条例の一部改正について (保健福祉局健康医療部地域医療課)
医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の従業者の配置基準に管理栄養士を追加するため、関係規定を改めるもの 1 病床数 1 0 0 床以上の病院に配置すべき従事者である「栄養士」を、「栄養士又は管理栄養士」とする。 2 施行期日 公布の日	

N o 3 8	北九州市乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例 について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定めるもの 1 条例の内容 (1) 総則(第1条―第20条) (2) 乳児等通園支援事業 ア 通則(第21条) イ 一般型乳児等通園支援事業(第22条―第25条) ウ 余裕活用型乳児等通園支援事業(第26条・第27条) (3) 雑則(第28条・第29条) 2 施行期日 令和7年4月1日	

N o 3 9	北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、乳児院等の職員の配置基準に管理栄養士を追加する等のため、関係規定を改めるもの 1 北九州市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 (1) 乳児院及び児童養護施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」とする。 (2) 保育所における満3歳以上の幼児に対する食事の提供を保育所外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とする。 2 北九州市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正 家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供を家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とする。 3 施行期日 令和7年4月1日	

N o 4 0	北九州市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、幼保連携型認定こども園の職員配置に係る特例の適用期限を延長するため、関係規定を改めるもの 1 幼保連携型認定こども園の副園長又は教頭の資格要件について、幼稚園の教諭の普通免許状又は保育士の登録のいずれか一方のみで、園児の教育及び保育に直接従事する職員の員数に算入することができる特例の適用期限を2年間延長する。 2 施行期日 公布の日	

N o 4 1	北九州市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子ども家庭部こども施設企画課)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、設備に関する要件を変更するため、関係規定を改めるもの 1 認定こども園における満3歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定子ども園外で調理し搬入する方法により行う際に求めている「栄養士」による必要な配慮を、「栄養士又は管理栄養士」による必要な配慮とする。 2 施行期日 令和7年4月1日	

N o 4 2	北九州市子ども・子育て支援法の規定に基づく過料に関する条例の一部改正について (子ども家庭局子育て支援部子育て支援課)
子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、妊婦のための支援給付に係る過料について定める等のため、関係規定を改めるもの 1 過料に処する者の追加 妊婦のための支援給付に関して、正当な理由なしに必要な報告等 をしない者又は虚偽の報告等をした者を、過料に処する者として追 加する。 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	

No 43	北九州市青少年問題協議会設置条例の廃止について (子ども家庭局子育て支援部こども若者成育課)				
北九州市青少年問題協議会を廃止するため、北九州市青少年問題協議会設置条例を廃止するもの 1 廃止する付属機関 <table data-bbox="280 694 1374 1149"> <tr> <th data-bbox="280 694 796 757">名称</th><th data-bbox="796 694 1374 757">所掌事務</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 757 796 1149">北九州市青少年問題協議会</td><td data-bbox="796 757 1374 1149"> (1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。 </td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		名称	所掌事務	北九州市青少年問題協議会	(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。
名称	所掌事務				
北九州市青少年問題協議会	(1) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。 (2) 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。				

N o 4 4	北九州市児童相談所設置条例の一部改正について (子ども家庭局子ども総合センター)				
児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護所の名称を変更するため、関係規定を改めるもの 1 児童相談所に設ける一時保護所の名称の変更 <table data-bbox="317 692 1297 860"> <tr> <th data-bbox="317 692 805 752">現 行</th><th data-bbox="805 692 1297 752">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="317 752 805 860">一時保護所</td><td data-bbox="805 752 1297 860">一時保護施設</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		現 行	改正後	一時保護所	一時保護施設
現 行	改正後				
一時保護所	一時保護施設				

No 45	北九州市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例について (子ども家庭局子ども総合センター)
児童福祉法の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営の基準を定めるもの 1 条例の内容 (1) 趣旨(第1条) (2) 用語(第2条) (3) 一般原則(第3条) (4) 設備及び運営に関する基準(第4条) (5) 非常災害対策(第5条) (6) 委任(第6条) 2 施行期日 公布の日	

N o 4 6	北九州市スポーツ施設条例の一部改正について (都市ブランド創造局スポーツ部スポーツ振興課)				
北九州市立大谷球場を廃止するため、関係規定を改めるもの 1 球場の廃止 <table data-bbox="284 629 1367 840"> <tr> <td data-bbox="284 629 472 734"> 名 称 </td><td data-bbox="472 629 1367 734"> 北九州市立大谷球場 </td></tr> <tr> <td data-bbox="284 734 472 840"> 位 置 </td><td data-bbox="472 734 1367 840"> 北九州市八幡東区大谷一丁目 2 番 1 5 号 </td></tr> </table> 2 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日		名 称	北九州市立大谷球場	位 置	北九州市八幡東区大谷一丁目 2 番 1 5 号
名 称	北九州市立大谷球場				
位 置	北九州市八幡東区大谷一丁目 2 番 1 5 号				

N o 4 7	北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について (都市戦略局計画部都市計画課)
北九州市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例を適用する地区整備計画区域を変更するため、関係規定を改めるもの 1 変更する地区整備計画区域 舞ヶ丘地区地区整備計画区域 2 施行期日 公布の日	

N o 4 8	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正について (都市整備局道路部道路維持課)
一部の自転車駐車場の使用料を無料とする等のため、関係規定を改めるもの 1 次の自転車駐車場の使用料を無料とする。 北九州市立若松駅前自転車駐車場 北九州市立若松渡船場前自転車駐車場 北九州市立陣原北自転車駐車場 北九州市立陣原南自転車駐車場 北九州市立本城駅前自転車駐車場 2 自動入出庫機器を設置した有料自転車駐車場において使用料の納入が出庫時に可能となるよう、原則許可の際としている納入時期の例外について、市長が必要があると認めるときに改める。 3 施行期日 令和7年4月1日	

N o 4 9	北九州市消防団員退職報償金支給条例の一部改正について (消防局警防部消防団課)
------------	--

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、消防団員退職報償金の支給額の基礎となる勤務年数の区分に35年以上の区分を追加するため、関係規定を改めるもの

- 1 消防団員退職報償金の勤務年数の区分に、35年以上の区分を追加する。

階級	勤務年数	
	5年以上 10年未満	30年以上 35年未満
消防団長	239,000円～979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円～909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円～849,000円	949,000円
副分団長	214,000円～809,000円	909,000円
部長及び班長	204,000円～734,000円	834,000円
団員	200,000円～689,000円	789,000円

- 2 施行期日

令和7年4月1日

N o 5 0	北九州市水道法施行条例の一部改正について （上下水道局水道部計画課）
水道法施行令の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を変更するため、関係規定を改めるもの 1 布設工事監督者の資格要件の変更 （１） 工業用水道、下水道、道路又は河川に関する技術上の実務に従事した経験を有することを資格要件として認める。 （２） 機械工学科（機械科）若しくは電気工学科（電気科）又はこれらに相当する課程を修めたことを資格要件として認める。 2 水道技術管理者の資格要件の変更 大学の土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者は3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有すること。 3 施行期日 令和7年4月1日	

No 51	北九州市水道条例及び北九州市馬島水道施設条例の一部改正について （上下水道局水道部配水管理課）				
水道法施行令の一部改正に伴い、関係規定を改めるもの 1 条例に引用する水道法施行令の規定の条項ずれに伴う規定の整備 <table border="1" data-bbox="280 629 1374 763"> <tr> <td data-bbox="280 629 794 696">現 行</td><td data-bbox="794 629 1374 696">改正後</td></tr> <tr> <td data-bbox="280 696 794 763">第 5 条</td><td data-bbox="794 696 1374 763">第 6 条</td></tr> </table> 2 施行期日 公布の日		現 行	改正後	第 5 条	第 6 条
現 行	改正後				
第 5 条	第 6 条				

N o 5 2	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例等の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)
へき地教育振興法の一部改正に伴い、定年前再任用短時間勤務教職員及び暫定再任用教職員に対してへき地手当等を支給するため、関係規定を改めるもの 1 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の給与に関する条例の一部改正 定年前再任用短時間勤務教職員にへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することを定める。 2 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正 暫定再任用教職員にへき地手当及びへき地手当に準ずる手当を支給することを定める。 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日	

N o 5 3	北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について (教育委員会教職員部教職員課)				
仕事と育児の両立支援制度として子の養育のための無給休暇を新設する等のため、関係規定を改めるもの 1 育児を行う教職員の時間外勤務等の制限に係る子の範囲の拡大 <table border="1" data-bbox="280 692 1386 808"> <tr> <th data-bbox="280 692 831 752">現 行</th><th data-bbox="831 692 1386 752">改正後</th></tr> <tr> <td data-bbox="280 752 831 808">3 歳に満たない子</td><td data-bbox="831 752 1386 808">小学校の始期に達するまでの子</td></tr> </table> 2 子の養育のための無給休暇の新設 人事委員会規則で定める子の養育をする必要がある場合には、教育委員会の承認を得て無給休暇を受けることができる。 3 施行期日 令和 7 年 4 月 1 日		現 行	改正後	3 歳に満たない子	小学校の始期に達するまでの子
現 行	改正後				
3 歳に満たない子	小学校の始期に達するまでの子				

N o 5 4	北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
北九州市立埋蔵文化財センター移転改修及び耐震補強工事請負契約の契約金額及び工期を変更するもの 1 既決契約金額 1 1 億 9 6 8 万円 2 既決工期 令和 5 年 1 2 月 1 1 日から令和 7 年 7 月 7 日まで 3 変更契約金額 1 2 億 9, 2 2 3 万 3, 8 0 0 円 4 変更工期 令和 5 年 1 2 月 1 1 日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日まで	

N o 5 5	太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和 6 年度）請負契約締結について （技術監理局契約部契約課）
太刀浦コンテナクレーン更新工事（令和 6 年度）請負契約を締結するもの 1 契約金額 1 4 億 2 , 9 4 5 万円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで 4 契約の相手方 東京都中央区築地五丁目 6 番 4 号 株式会社三井 E & S 代表取締役社長 高橋 岳之	

N o 5 6	小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の一部変更について (技術監理局契約部契約課)
小倉北特別支援学校等新築工事請負契約の契約金額を変更するもの 1 既決契約金額 3 1 億 5, 3 7 0 万円 2 変更契約金額 3 1 億 7, 0 4 6 万 5, 1 0 0 円	

N o 5 7	若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約締結について （技術監理局契約部契約課）
若戸大橋（吊橋部）橋梁補修工事（６－２）請負契約を締結するもの 1 契約金額 ５億２，４９４万２，０００円 2 契約方法 一般競争入札 3 工 期 契約締結の日から令和８年３月１３日まで 4 契約の相手方 I H I ・松田特定建設工事共同企業体 代表者 福岡市中央区高砂一丁目１１番１号 株式会社 I H I インフラシステム九州営業所 所長 横山 征則 構成員 北九州市若松区大字安瀬６２番地３ 松田建設工業株式会社 代表取締役 松田 正市	

N o 5 8	公有水面埋立てによる土地確認について (総務市民局市民部区政推進課)				
公有水面埋立工事により造成された土地が市の区域内に新たに生じた土地であることを確認するもの <table> <tr> <th>土地の所在地</th><th>面積</th></tr> <tr> <td>北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先</td><td>63,225.36 m²</td></tr> </table>		土地の所在地	面積	北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先	63,225.36 m ²
土地の所在地	面積				
北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先	63,225.36 m ²				

No 59	町の区域の変更について (総務市民局市民部区政推進課)							
公有水面埋立工事により市の区域内に新たに土地が生じたため、当該土地を隣接する町の区域に編入するもの								
<table><tr><th>土地の所在地</th><th>町の区域</th><th>面積</th></tr><tr><td>北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先</td><td>若松区響町一丁目</td><td>63,225.36 m²</td></tr></table>			土地の所在地	町の区域	面積	北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先	若松区響町一丁目	63,225.36 m ²
土地の所在地	町の区域	面積						
北九州市若松区響町一丁目94の4、104の6、104の7、105の3地先	若松区響町一丁目	63,225.36 m ²						

N o 6 0	基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に関する同意について (都市戦略局計画部都市交通政策課)
------------	--

基本財産の額の増加に係る福岡北九州高速道路公社の定款の変更に同意するもの

基本財産の額の変更

		変 更 前	変 更 後	増 加 額
基本財産の額		2,270 億 660 万円	2,276 億 8,460 万円	6 億 7,800 万円
出 資 の 額	福 岡 県	1,135 億 330 万円	1,138 億 4,230 万円	3 億 3,900 万円
	福 岡 市	844 億 5,550 万円	847 億 750 万円	2 億 5,200 万円
	北九州市	290 億 4,780 万円	291 億 3,480 万円	8,700 万円

N o 6 1	市有地の処分について (港湾空港局港営部港営課)
門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として売り払うもの 1 土地の地目及び所在地 雑種地 門司区新門司北三丁目 1 番 3 2 門司区新門司北三丁目 1 番 3 5 2 土地の地積 3 万 5, 0 2 5. 4 7 平方メートル 3 売払い予定金額 1 0 億 1, 0 0 0 万円	

N o 6 2	包括外部監査契約締結について (行政委員会事務局監査第一課)
包括外部監査契約を締結するもの 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告 2 契約の始期 令和 7 年 4 月 1 日 3 契約金額 1, 6 2 9 万 6, 2 9 6 円を上限とする額 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告提出後の一括払いとする。ただし、相手方から請求があった場合において、必要があると認めるときは、一部の費用について概算払とすることができるものとする。 5 契約の相手方及びその資格 北九州市小倉南区長行西二丁目 3 番 3 号 松木摩耶子 公認会計士	

No.	件 名	要 旨	
令和6年度予算規模	区 分	補正額の合計	補正後の予算総額
	一般会計	146 億 4,906 万 8 千円	6,584 億 9,697 万 7 千円
	特別会計	4 億 4,342 万 3 千円	4,263 億 2,118 万 7 千円
	企業会計	3 億 9,049 万円	2,911 億 5,818 万円
	合 計	154 億 8,298 万 1 千円	1 兆 3,759 億 7,634 万 4 千円
63	令和6年度北九州市 一般会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	146 億 4,906 万 8 千円 6,584 億 9,697 万 7 千円
64	令和6年度北九州市 国民健康保険特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	3 億 4,800 万円 982 億 3,304 万 6 千円
65	令和6年度北九州市 土地区画整理特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	9,502 万 3 千円 43 億 3,490 万 7 千円
66	令和6年度北九州市 港湾整備特別会計 補正予算について	1 補正額 2 総 額	40 万円 51 億 920 万円

67	令和 6 年度北九州市 土地取得特別会計 補正予算について	1 補正額	0 円
		2 総 額	62 億 6,591 万 3 千円
68	令和 6 年度北九州市 駐車場特別会計 補正予算について	1 補正額	0 円
		2 総 額	5 億 1,000 万円
69	令和 6 年度北九州市 下水道事業会計 補正予算について	1 補正額	3 億 9,049 万円
		2 総 額	530 億 1,266 万円

No 70	北九州市国民健康保険条例の一部改正について (保健福祉局長寿推進部保険年金課)									
国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額等 を変更するため、関係規定を改めるもの										
1 基礎賦課限度額の変更										
<table><tr><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>65万円</td><td>66万円</td></tr></table>		現行	改正後	65万円	66万円					
現行	改正後									
65万円	66万円									
2 後期高齢者支援金等賦課限度額の変更										
<table><tr><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>24万円</td><td>26万円</td></tr></table>		現行	改正後	24万円	26万円					
現行	改正後									
24万円	26万円									
3 保険料の軽減判定所得基準の緩和										
<table><tr><td>軽減割合</td><td>現行</td><td>改正後</td></tr><tr><td>5割</td><td>世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（<u>29万5,000円</u>×被保険 者数）以下</td><td>世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（<u>30万5,000円</u>×被保険 者数）以下</td></tr><tr><td>2割</td><td>世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（<u>54万5,000円</u>×被保険 者数）以下</td><td>世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（<u>56万円</u>×被保険者数）以下</td></tr></table>		軽減割合	現行	改正後	5割	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>29万5,000円</u> ×被保険 者数）以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>30万5,000円</u> ×被保険 者数）以下	2割	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>54万5,000円</u> ×被保険 者数）以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>56万円</u> ×被保険者数）以下
軽減割合	現行	改正後								
5割	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>29万5,000円</u> ×被保険 者数）以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>30万5,000円</u> ×被保険 者数）以下								
2割	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>54万5,000円</u> ×被保険 者数）以下	世帯主等の所得の合計が、 43万円＋（給与所得者等 の数－1）×10万円＋（ <u>56万円</u> ×被保険者数）以下								
4 施行期日 令和7年4月1日										